

05 正当化理由 (展望)

- * 東京地決令和3年3月30日・令和2年（ヨ）第20135号〔遊技機保証書作成等）
 - ▶ 特定のパチンコホール（パチンコ店）に対して「遊技機保証書作成等」を行わない、という取引拒絶が問題となった事例
- * 争点4に関する判断を中心に
 - ▶ 一般論
 - ▶ 目的の正当性
 - ▶ 手段の相当性

* 知的財産ガイドライン第2の1

第2 独占禁止法の適用に関する基本的な考え方

1 独占禁止法と知的財産法 9k68-69

独占禁止法第21条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定している^{注5}。したがって、技術の利用に係る制限行為のうち、そもそも権利の行使とはみられない行為には独占禁止法が適用される。

また、技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が適用される。すなわち、これら権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を發揮させ、技術の活用を図るといふ、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、上記第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独占禁止法が適用される^{注6}。

なお、一定の行為が、権利の行使と認められるかどうかの判断に当たっては、権利の消尽にも留意する必要がある。すなわち、技術に権利を有する者が、当該技術